施策 3-1-1　防災体制の充実

めざす姿

●　災害による被害が最小限に抑えられ、市民の生命と財産が守られている。

課題と展望

○　本市は昭和５４年、東海地震対策強化地域の指定を受けて以来、平成１７年の新潟県中越地震を教訓に「駒ヶ根市大規模地震初動期対応計画」を策定し、平成１８年には、災害対策基本法に基づく「駒ヶ根市地域防災計画」の全面見直しを行い災害時に的確に対応できる体制の確立を目指しています。

○　また、平成１９年には「駒ヶ根市国民保護計画」を定め、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備を進め、国を挙げて有事に対する備えを進めてきました。

市域を南北に走る活断層、急峻な山地、急勾配な河川などの自然条件は、地震、風水害、土砂災害などの自然災害の危険をはらんでおり、とりわけ豪雨災害は多大な被害をもたらすため、防災対策は緊急な課題となっています。

災害対策本部訓練

○　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災はそれまでの想定をはるかに超える大災害で、合わせて発生した福島第一原子力発電所の事故により、災害への対応の見直しが国・県により進められ、当市においても地域防災計画の見直しを行っています。

また、南海トラフや活断層など大災害の発生する危険性の高まりが指摘されており、広域的な受援体制などを含め災害時に的確に対応できる防災体制づくりを進めます。

かほく市との協定締結

取組の方向と主な事業

1．災害対策本部の体制を強化します。

市防災計画の随時見直しを行い、タイムライン、災害発生時対応マニュアルの整備や防災訓練の実施をすることで、いざという時に万全な災害対策本部の体制を築きます。

【主な事業】
□　市防災計画の随時見直し　　□　災害発生時対応マニュアルの整備

2．情報収集・発信システムの強化を図ります。

防災行政無線の整備やエコーシティー駒ヶ岳などの放送会社との連携により防災情報基盤整備の強化を図ります。また、災害対策本部内での情報収集・発信のシステム構築にも努めます。

【主な事業】
□　防災行政無線の整備事業　　□安全安心メールなどの整備

3．防災備蓄資機材の充実と協力協定の締結に努めます。

大規模災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品などの物資について、あらかじめ備蓄を充実するとともに、関係事業者との供給協力協定の締結にも努めます。

【主な事業】
□　防災備蓄資機材の整備事業　　□災害時応援協定の締結（市内事業者など）

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
安全・安心メール登録者数	1,109 人	1,500 人	3,100 人	大変有効である安全安心メールの登録者数を人口の１割を目標とします。
地域に安心できる防災体制の仕組みがある。	3.15 ポイント（H23）	3.40 ポイント	3.80 ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を 3.40 ポイントとし、その後各年 0.08 ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を 3.80 ポイントとします。

注 1）市民満足度調査：まちづくり指標として、２年に１度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を５段階（最低１から最高５まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○防災対策に関する研修会などを実施します。 ○防災資機材整備を行います。
	県（国）	○安全・安心のまちづくりへの指導や助言をします。 ○広域的な支援・受援体制を確立します。
市民など	家庭	○自助・・自分と家族の命を守るための備え、準備をします。
	地域	○共助・・自主防災組織を強化します。
	企業、事業所など	○自社の防災体制強化により従業員の安全を確保します。

【全国瞬時警報システム（J－ALERT）】通信衛星と防災行政無線などを利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム
【南海トラフ】四国の南の海底にある水深 4,000m 級の深い溝。活発で大規模な地震発生帯。

施策 3-1-2　公共施設・民間建築物の耐震化

めざす姿

● 既存建物（公共施設、民間建築物）について、耐震性が確保されている。

課題と展望

○ 今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的に、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進しています。

○ 公共施設については、災害発生時の対策本部となる市庁舎をはじめ、避難場所となる学校教育施設の耐震改修をほぼ終了しています。今後は、保育園や幼稚園、赤穂公民館、市民体育館など未実施の公共施設について、計画的な対応を進める必要があります。

○ 一方、一般家屋などについては、耐震改修に伴うコスト、信頼できる事業者がわからないなどの情報不足や、自分の家は大丈夫という根拠のない思い込みなどがあり、耐震診断や耐震改修が当初の計画ほど進んでいないのが現状です。

○ 住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が建築物の耐震化や防災対策を自らの問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。行政としては、啓発活動や、その後のフォローなどを引き続き行います。

取組の方向と主な事業

1．公共施設の耐震化事業を進めます。

保育園・幼稚園、市民体育館、赤穂公民館、福祉センターなど耐震性が課題となっている施設について、施設のあり方（施設の必要性、改修か新設か整備の方向）、耐震改修の方法などを踏まえ、計画的に整備します。

（関連基本計画　駒ヶ根市耐震改修促進計画）

【主な事業】
□ 住宅・建築物安全ストック形成事業　□ 公共施設耐震改修事業

2．一般住宅の耐震化を推進します。

(1) 所有者にとって耐震診断や耐震補強を行いやすい環境を整えます。
(2) 負担軽減のための支援策の構築を行います。
(3) 必要な施策を県や関係団体などと連携しながら実施します。

（関連基本計画　駒ヶ根市耐震改修促進計画）

【主な事業】
□ 住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震診断・耐震補強）

達成目標

指標名	現状 (H24)	前期目標 (H30)	最終目標 (H35)	備考
耐震化率（公共施設）	83.0%	95.0%	100.0%	不特定多数の者が利用する施設、災害時に拠点となる施設について、H35年までに耐震化を終了します。
耐震化率（一般住宅）	80.0%	90.0%	95.0%	前期目標を90%とし、その後各年1%の上昇をめざします。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○状況把握し、耐震改修促進法改正に伴う耐震促進計画の見直しを行います。 ○対象建物所有者への通知、啓発を行います。
	県（国）	○負担軽減のための施策を構築し、支援を行います。
市民など	個人（家庭）	○住宅の耐震化や防災対策を自らの問題としてとらえ、積極的に取り組みます。
	地域	○住宅の耐震化や防災対策について、地域住民の意識改革を行うための学習会などを行います。
	関係団体	○意識改革の為の啓発や市や県との連携を図ります。

施策 3-1-3　地域防災力の強化（自主防災）

めざす姿

- いざという時に自らの力で被害の防止・軽減が図れる自主防災組織が整っている。
- 平常時には防災訓練などが、自主的に計画・実施できる自主防災組織が整っている。

課題と展望

○　昭和５４年の東海地震防災対策強化地域指定を受け、翌年には各区を単位に自主防災組織を編成し、防災資機材の整備など組織強化への取組を促進してきました。

平成７年１月の阪神・淡路大震災の教訓から、地域住民による防災力（共助）の重要性が認識され、さらに平成２３年３月１１日の東日本大震災により隣近所が力を合わせて活動する自主防災組織の重要性が再認識されました。

○　今後予想される東海地震や南海トラフ大規模地震の被害は甚大であることが想定され、風水害や雪害といった過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応には限界があり、早期に実効性のある対策をとるためにも、自分の命は自分で守る「自助」、防災活動に組織的に取り組む「共助」、それらともに「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図る必要があります。

○　そのためには、自主防災組織の編成を常に見直し、平常時の防災に備える活動を継続して行うことで、災害時の被害防止・軽減を図ることが期待できます。

自主防災リーダー研修会

防災訓練

取組の方向と主な事業

1．自主防災リーダーの育成・強化を図ります。

大規模災害時に中心となって活動していただく自主防災リーダーを育成するために研修会や情報交換会を開催し、地域全体の自主防災組織の強化を図ります。

【主な事業】
- □　自主防災リーダー研修会
- □　リーダーを中心とした自主防災組織活動

2．防災備蓄資機材整備の支援をします。

自主防災会が、災害時に有効に使用できる災害用備蓄資機材の整備が図れるよう支援します。

【主な事業】
- □　自主防災組織資機材整備補助金

3．防災訓練の充実と平時の防災意識高揚により地域防災力強化を図ります。

地域での防災訓練の充実を図るとともに、ハザードマップなどによる啓発･情報提供を行い、地域における防災意識を高め、市民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災力強化を図ります。

【主な事業】
- □　安否確認訓練の実施
- □避難所運営などのマニュアル整備
- □　防災マップの作成、防災講習会など実施

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
防災訓練参加者数（安否確認訓練避難者数）	11,329人（H24）	15,000人	20,000人	防災訓練（安否確認）参加者を人口の前期45%、最終60%を目標とします。
自主防災リーダー育成	35人	48人	80人	前期１区３人以上、最終１区５人以上のリーダー育成を目標とします。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○自主防災組織の全体的な活動内容のレベルアップを進めます。
	県（国）	○組織づくりへの指導や助言をします。
市民など	個人（家庭）	○災害時に自分と家族の命を守るための準備をします。
	地域	○自主防災組織の一員としての地域内の役割分担を明確にします。

【ハザードマップ】自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

施策 3-1-4　地域防災力の強化（消防団）

めざす姿

- 消防団を魅力あるものと感じ、消防団員が確保されている。
- 消防施設が整備され、消防力が強化されている。

課題と展望

○　消防団は、地域密着性・要員動員力・即時対応力などの特性を活かしながら、火災予防広報活動、地域安全運動パトロール実施、初期消火や残火処理の他、集中豪雨など出水時の水防活動、大規模災害時の住民の避難誘導支援や災害防御などの役割を担っており、常備消防とともに、消防団が地域の安全確保のために果たす役割はますます大きくなっています。

○　しかし、社会情勢やライフスタイルの変化や価値観の変化により、消防団員の確保が難しくなっています。こうした状況の中で、地域住民の安全安心を確保するため、消防団員の確保に向けて消防団の活性化を図り、また、計画的な消防施設整備を進め、消防力の強化に努める必要があります。

○　魅力ある消防団づくりと、地域住民や事業所などの理解を深めることも必要となっています。

消防団

消防団ポンプ操法

取組の方向と主な事業

1．消防団の活性化を進めます。

社会環境の変化により消防団活動が難しくなっている現状から、魅力ある消防団づくりをめざすとともに、地域住民や事業所などの理解を深める広報活動や消防団組織の見直し、再配置など消防活動の充実を進めます。

【主な事業】
- □　消防団員の確保、団活動の支援
- □　消防団協力事業所表示制度
- □　適正な定員管理と機能別団員など組織見直し

2．計画的な消防施設整備を進めます。

(1)　消防施設整備計画に基づき、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ付積載車の更新、整備を進めます。

(2)　地域防災活動の拠点施設として、コミュニティ消防センターの整備を進めるとともに、地域の消防水利を確保するため、消火栓の増設などを進めます。

【主な事業】
- □　消防施設整備事業

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
消防団協力事業所表示制度の認定事業所数（累計）	13事業所	20事業所	25事業所	前期目標を20事業所とし、その後各年1事業所増加をめざします。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○活動しやすい環境整備や団員確保の啓発活動を充実します。
	県（国）	○企業や事業所が協力しやすい環境を推進します。
市民など	個人（家庭）	○消防団の活動を理解し、消防団に積極的に加入します。
	地域	○消防団員候補者の推薦など協力体制を構築します。
	消防団	○魅力ある消防団をつくります。
	企業、事業所など	○消防団員が活動しやすい環境づくりに協力します。

【消防団協力事業所表示制度】消防団に積極的に協力している事業所などに対して表示証を交付し、事業所としての消防団への協力が地域社会へ貢献していると評価することにより事業所の信頼性が向上するとともに、事業所の協力により消防防災力の充実強化の推進を図ることを目的とする制度。

施策 3-1-5　土砂災害対策の推進

めざす姿

● 豪雨、地震などによる土砂災害を心配することなく、安心して暮らすことができる。

課題と展望

○ 最大高低差２，０００メートル余の急峻な地形で脆弱な地質が広がっている本市では、近年各地で発生しているゲリラ豪雨や地震による深層崩壊など土砂災害の危険と常に背中合わせの状態となっています。

○ こうした状況の中、平成２３年３月作成のハザードマップにより、土砂災害の想定区域が示されたように、市内には数多くの土砂災害警戒箇所が存在し、さらには、土砂災害特別警戒区域も多くあります。その区域内には、家屋も多数あり、安心して暮らすことができるよう対応が求められています。

○ このため、土砂災害警戒区域の解消や荒廃渓流河川の整備を図り、土砂災害を未然に防ぎ、地域住民が安心して暮らすことができるように、対策事業の推進を図る必要があります。

完成した砂防えん堤

急傾斜対策工事

土砂災害警戒区域（急傾斜地）

土砂災害警戒区域（土石流）

取組の方向と主な事業

1．砂防事業を推進します。

ハザードマップにより指定されている土砂災害警戒区域の解消のための、砂防えん堤の設置、荒廃渓流河川の整備推進を図ります。

【主な事業】
- □ 直轄砂防事業（国事業）
- □ 通常砂防事業（県事業）

2．急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

急傾斜地による土砂災害警戒区域の解消のための対策事業を推進します。

【主な事業】
- □ 急傾斜地崩壊対策事業（県事業）

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
土石流特別警戒区域の解除数	０箇所	３箇所	７箇所	市内の土石流特別警戒区域　21 箇所
急傾斜地の崩壊警戒区域の解除数	０箇所	５箇所	１０箇所	市内の崩壊警戒区域　276 箇所

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○国・県との事業の調整を行います。
	県（国）	○事業の主体として、砂防・急傾斜地崩壊対策事業を推進します。
市民など	個人（家庭）	○砂防・急傾斜地崩壊対策事業の推進に協力します。
	地域	○砂防・急傾斜地崩壊対策事業の推進に協力します。

【ゲリラ豪雨】予測が困難な積乱雲の発生による突発的で局地的な豪雨。
【深層崩壊】山崩れ・がけ崩れなどの斜面崩壊のうち、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象。

施策 3-1-6　市街地の排水対策の推進

めざす姿

● 住宅への浸水の心配がなく生活できる。

課題と展望

○ 地球規模の温暖化が進む中、それに起因すると思われる異常気象が多く見られ、局所的に激しい降雨が記録されている。これらに対しては、いかにスムーズに市内の一級河川などを経由して天竜川に排水するかが課題となります。

○ 排水経路の元をなす物は、道路側溝や用排水路となっているが、降雨量、流域の開発などによる排水量の増加や、住宅地などの開発が先行し、排水路整備の遅れなどによる、住宅地への浸水の恐れがでてきており、対策が求められています。

○ 市が管理する河川においては、老朽化した河川の改修、また市街地の水路においては断面の確保、側溝の新設などへの対応が求められています。

○ 県管理の一級河川においては、未改修区間の整備が求められています。

道路維持（改修前）

道路維持（改修後）

用悪水路（改修前）

用悪水路（改修後）

取組の方向と主な事業

1．住宅地の側溝整備を進めます。

宅地化が進んだにも係わらず、道路側溝や用排水路整備が遅れているところの、新設整備を推進します。

【主な事業】
- □ 道路維持事業　□ 用悪水路事業

2．市街地の水路整備を図ります。

市街地内にあり、未改修の水路を改修し、断面の確保と流下能力の確保を図っていきます。

【主な事業】
- □ 道路維持事業　□ 用悪水路事業

3．既存側溝の断面確保を進めます。

恒常的な断面不足の側溝を重点的に改修していきます。

【主な事業】
- □ 道路維持事業　□ 用悪水路事業

4．老朽河川の改修を進めます。

老朽化した河川について、改修に合わせ流下能力の向上を図るような改修に取り組んでいきます。

【主な事業】
- □ 河川改良事業

達成目標

指標名	現状 (H24)	前期目標 (H30)	最終目標 (H35)	備考
大雨が降っても水害の不安が少ない。	3.58 ポイント (H23)	3.65 ポイント	3.80 ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を 3.65 ポイントとし、その後各年 0.03 ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を 3.80 ポイントとします。

注 1）市民満足度調査：まちづくり指標として、2 年に 1 度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を 5 段階（最低 1 から最高 5 まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○市管理の河川整備を進めます。
	県（国）	○一級河川など県管理の河川整備をします。
市民など	個人（家庭）	○宅地化の際の自己防衛による、水害の防止をします。
	地域	○水路の日常点検と草刈り、ゴミの回収などをします。
	改良区	○農業用水の改修と管理（降雨時）をします。

施策 3-2-1　防犯体制の強化

めざす姿

- 犯罪がなく、安全で安心して暮らすことができている。
- 暴力を許さない社会が形成されている。

課題と展望

○　犯罪のない安全・安心の社会をつくることが地域住民の願いです。各種防犯活動を推進して、地域安全思想を高揚するとともに、犯罪を防止し、明るく豊かで住みよい環境と市民の福祉増進に寄与する防犯体制が求められています。

○　近年、地域的な犯罪やインターネットなどの情報通信を介在した犯罪など高齢者や子どもたちをねらった事案が多くなっております。このような事案に対して行政、警察、学校、地域が連携して取り組むことが重要であります。

○　また、このような事案が万が一発生した場合に、市民に対して情報提供の手段を確保し、適切な情報を迅速に提供する必要があります。

暴力追放市民大会

パレードの様子

取組の方向と主な事業

1．地域安全運動を推進します。

【主な事業】
- □　季節別の地域安全運動の推進

2．暴力追放運動を推進します。

駒ヶ根市暴力団排除条例に基づき、地域社会から暴力団排除活動を市や市民、事業者が一体となって推進します。

【主な事業】
- □　駒ヶ根市暴力追放市民大会

3．防犯環境の整備や犯罪の防止活動を推進します。

【主な事業】
- □　防犯灯の設置や改修支援事業
- □　安心安全メールなどを利用した情報提供

4．関係機関、団体との連携活動に取り組みます。

【主な事業】
- □　関係機関などとの連絡会の開催

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
夜間でも安心して出歩くことができる。	2.79ポイント（H23）	3.00ポイント	3.20ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を3.00ポイントとし、その後各年0.04ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を3.20ポイントとします。
犯罪（刑法犯）発生件数	235件	200件	180件	駒ヶ根市内における犯罪統計数値

注1）市民満足度調査：まちづくり指標として、2年に1度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を5段階（最低1から最高5まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○日頃から市民への啓発活動（防犯、消費者被害など）に取り組みます。 ○事案発生時に適切な情報提供を行います。 ○防犯灯設置を支援します。
行政	県（国）	○市や関係団体などと連携するとともに、適切な情報提供や活動に対する支援を行います。
市民など	個人（家庭）	○防犯対策を行うとともに、防犯活動などに協力します。 ○事案が発生した時に関係機関などへ通報します。
市民など	地域	○地域として防犯体制を推進し、犯罪などから地域を守ります。 ○事案が発生した時に関係機関などへ通報します。

【子どもを守る安心の家】子どもが犯罪や声かけなどの被害に遭い、または遭いそうになった場合における保護や警察などに対する通報、見守り活動などを自主的に行うことを目的に、通学路などに設置した民家、商店等。

施策 3-2-2　交通安全対策の推進

めざす姿

● 交通事故に遭うことなく安全に暮らせる。

課題と展望

○ 高齢化が進む中で、高齢者や交通弱者のための道路整備や環境にやさしい交通対策が求められています。

○ 交通事故発生状況は、件数、負傷者とも平成１６年から減少傾向にありますが、交通事故の当事者の半数以上を占める若者や女性、高齢者の交通事故を防止するため、事故多発地点の重点的整備をはじめ、子どもから高齢者にいたる体系的な交通安全教育の推進、交通事故相談機能や交通災害共済制度の充実が求められます。

交通安全人波作戦の様子

取組の方向と主な事業

1．交通安全思想の普及を推進します。

子どもから高齢者まで各層の行動範囲や活動内容に応じたきめ細かい交通安全思想の普及に努め、「交通安全は自分が主役」という意識の高揚を図り、講座、研修会、広報を通じて飲酒運転撲滅、シートベルト・チャイルドシート着用の徹底を推進します。

【主な事業】

□ 季節別の交通安全運動の推進

2．交通安全施設整備を進めます。

【主な事業】

□ 交通安全施設の整備事業

3．交通事故の相談活動を充実します。

多様化、複雑化する相談内容に対応するため、県との連携により交通事故相談活動の充実に努めます。

【主な事業】

□ 個別相談活動

4．県民交通災害共済を推進します。

被害者に対する救済を図るため、交通災害共済制度への加入を促進し、重大化する事故内容に対応できる制度の充実を求めていきます。

【主な事業】

□ 交通災害共済制度の加入促進

達成目標

指標名	現状 (H24)	前期目標 (H30)	最終目標 (H35)	備考
市内における交通事故死傷者数	131 人	100 人	80 人	
道路は歩行者にとって安全である。	2.74 ポイント (H23)	3.00 ポイント	3.25 ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を 3.00 ポイントとし、その後各年 0.05 ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を 3.25 ポイントとします。

注 1）市民満足度調査：まちづくり指標として、2 年に 1 度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を 5 段階（最低 1 から最高 5 まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○交通安全意識高揚の推進、広報啓発を進めるとともに、交通安全施設の整備を計画的に進めます。
	県（国）	○交通安全意識高揚の推進、広報啓発を推進します。
市民など	個人（家庭）	○交通安全に心掛けるとともに、交通法規を遵守します。
	地域	○交通安全意識高揚の推進、広報啓発を推進します。

施策 3-2-3　消費生活対策の推進

めざす姿

- 市民が安心して消費生活を送っている。
- 消費トラブルに巻きこまれない。

課題と展望

○　平成２１年に、消費者庁の設置や「消費者安全法」の施行などの法体系の整備が行われ、地方公共団体には、消費者が安全・安心で豊かな消費生活が送れるよう、消費者行政の充実・強化を図ることが求められています。

○　また、社会・経済活動の複雑化や高度情報化などを背景に、「振り込め詐欺」「架空請求」「未公開株購入の勧誘」など、巧妙で悪質化した犯罪が増加しています。高齢者、若年者などが被害に遭わないようにするために、正しい情報を早期に提供すること、継続的に周知徹底する必要があります。併せて、高齢者などには、身近な関係者の支援が欠かせないことから、関係機関・団体などと連携し、情報の共有化も必要です。

消費生活相談件数の推移

相談内容（市役所相談窓口受付）	H21	H22	H23	H24
店舗販売（賃貸住宅・クリーニングほか）	2	2	10	20
訪問販売（布団次々・住宅工事ほか）	12	24	32	12
通信販売（架空請求・インターネットほか）	19	8	13	34
電話勧誘（株権・貴金属買取ほか）	2	9	2	7
多重債務			4	5
その他	30	27	25	24
小計	65	70	86	102
（上記外）飯田消費生活センター当市分受付件数	130	99	100	81
相談総計	195	169	186	183

消費生活展＆環境・健康フェスティバル

○　市民の消費生活の安定と向上を確保するため、消費者の安全安心の確保、自立した消費者育成のための基盤整備、消費者トラブルへの迅速な対応、環境問題に配慮した消費者の意識転換などを行うことが重要となっています。

取組の方向と主な事業

1．高齢者や若年層に対する啓発活動の充実・強化を図ります。

公民館の講座などにおける研修会やチラシの配布などの啓発活動を行うとともに、市報やＣＡＴＶ、有線告知放送などを活用し、適時適切な情報提供に努めます。

【主な事業】

□　市報、ホームページなどを利用した情報提供

2．自立した消費者を育成するための取組をします。

日ごろから関係機関との情報を交換し、関係づくりに努めるとともに、消費者団体と連携して、消費者教育を充実します。

【主な事業】

□　消費生活展、くらしのセミナーなどの開催

3．消費者保護対策を推進します。

気軽に相談できる窓口を整備するとともに、消費生活相談業務を充実します。

【主な事業】

□　消費生活相談事業

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
消費生活のトラブルが少ない。	3.55ポイント（H23）	3.60ポイント	3.65ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を3.60ポイントとし、その後各年0.01ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を3.65ポイントとします。

注1）市民満足度調査：まちづくり指標として、２年に１度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を５段階（最低１から最高５まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○情報提供や講座などによる啓発教育活動をします。 ○消費生活に関する相談を行います。
行政	県（国）	○消費生活に関する情報提供や連携活動をします。 ○専門的な相談などに対応できる体制の整備をします。
市民など	個人（家庭）、地域	○消費生活に関する講座や事業などへ積極的に参加します。 ○悪質な業者などを見かけた場合に市など関係機関へ通報、情報提供します。
市民など	企業、事業所など	○悪質な業者などを見かけた場合に市など関係機関へ通報、情報提供します。